

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告示 結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
ひな白痢検査の実施
健康保険法による保険医療機関の指定
豚コレラ予防注射の実施

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する

規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の百四十六中

「牛の流行性感冒」	百五十円」を
「牛の流行性感冒」	北研毒予防液 百五十円
	家衛試毒予防液 百円」に

改め、同表中

「百六十四 狩猟免状再交付手数料」	二百円」を
「百六十四 狩猟免状再交付手数料」	百円」に
「百六十五 狩猟免状交付手数料」	三百円」を
「百六十五 狩猟免許手数料」	二百円
「百六十五の二 狩猟者記章再交付手数料」	百円
「百六十五の三 狩猟者講習手数料」	

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第四条第二項ただし書に規定する場合 二百五十円

その他の場合 五百円
百六十五の四 狩猟者講習修了証明書再交付手数料 百円」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭三十八年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定医療機 關の名称 所 在 地

辞退年月日

昭和三十八年 七月十四日

川本診療所

鳥取県東伯郡東伯町大字 字 二五八の二

鳥取県告示第四百二十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和三十八年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十八年 七月十五日 川本医院 鳥取県東伯郡東伯町 川本 薫

鳥取県告示第四百三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。
昭和三十八年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍 種鶏及びこれと同一構内で飼育される鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月 十六日	西伯郡淀江町	各種鶏場巡回
〃 十九日	伯伯郡泊村	〃
〃 二十日	三朝町	〃
〃 二十一日	大栄町	〃
〃 二十二日	〃	〃

〃 二十三日	〃	〃
〃 二十六日	倉吉市	〃
〃 二十七日	〃	〃

鳥取県告示第四百三十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。
昭和三十八年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 開設者氏名 指定年月日 採用点数表

鳥取博愛病院附属
エフワン診療所

鳥取市吉成二三五
エンワン鳥取工場

安賀 隆

昭和三十八年
七月十三日

乙の二

那家町立
私都診療所

八頭郡那家町麻生

那家町

昭和三十八年
四月二日

鳥取県告示第四百三十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年八月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
- 四 実施の期日
昭和三十八年八月十七日から九月十六日までの期間
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
電話 一部月二五〇円（郵送料共）